

令和3年度第2回佐倉市建築審査会 会議録

日時 令和3年5月24日(月) 午前10時00分～

場所 佐倉市役所社会福祉センター 地下会議室

出席者

委員 杉山委員、渡辺委員、小澤委員、松浦委員、角田委員

事務局 建築指導課 立石課長、佐藤副主幹、畠山主査、今村主任技師

傍聴人 なし

会議の概要

1 開 会

開会宣言

委員5人が出席していることから、会議が成立していることを確認する。

2 建築指導課長あいさつ

3 議 事

(1)同意案件

・建築基準法第43条第2項第二号に係る案件 1件

○案件1

建築基準法第43条第2項第二号に係る案件

特定行政庁から、案件資料に基づき、周辺状況、建築計画の概要並びに許可相当と判断した理由等について説明をする。

案件審査

委員 ①説明資料の中で申請地の前面通路(市道2-710号線)上に、4.000mの数値の記載があるが何を表すものか。

特定行政庁 ①通路合意部分の後退が実現した際のラインを示すものである。実際の査定幅員は別資料に記載のとおり、3.820mから3.995mである。

委員 ②通路(市道2-710号線)の東側は4.000mのラインよりも後退しているように見えるが、道路中心線から2.000m以上後退しているということか。

特定行政庁 ②2.000m以上後退した場所に塀を作っているものである。

委員 ③現状、申請地の前面通路が、建築基準法上の道路ではなく通路である理由は。

特定行政庁 ③市道認定されているものの、査定幅員は3.820mから3.995mであ

るため。空間として 4.000m 以上であっても、通路東側は自主的に道路中心線から 2.000m 以上後退しているだけで、今後も 4.000m 以上が確保される担保性はない。

委員
特定行政庁

④法 42 条第 2 項には該当しないか。

④基準時に建ち並びが確認できないため、法 42 条第 2 項には該当しない。

委員
特定行政庁

⑤市道 2-710 号線の始点と終点はどこか。

⑤北側の県道に接する箇所を始点とし、市道 2-1038 号線に接する箇所を終点とする。

委員
特定行政庁

⑥市道であれば、基準法上の道路ではないのか。

⑥道路法上の道路であるが、査定幅員が 4.000m 未満のため、法 42 条第 1 項第一号には該当しない。前述のとおり、法 42 条第 2 項にも該当しない。

委員
特定行政庁

⑦下水道も整備されているのか。

⑦そのとおり。

委員

⑧市道 2-1107 号線と市道 2-710 号線が接する箇所の隅切り部分に、隣地のコンクリートブロックが突出しているが、将来的には撤去されるのか。

特定行政庁

⑧将来的に当該地で建替え等の建築計画があった場合に、撤去することになる。

決定事項

案件 1 について同意する。

4 連絡事項

(1) 次回以降の建築審査会の日程について

次回は令和 3 年 7 月 5 日(月)、次は 8 月 3 日(火)に開催することで調整する。

5 閉 会